

平成27年12月18日

指定居宅介護支援事業所管理者 様
指定介護予防支援事業所管理者 様
介護保険施設管理者 様
地域密着型介護老人福祉施設管理者 様

京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課長

介護保険関係申請書類における個人番号（マイナンバー） の取扱いについて

時下益々御清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、本市介護保険事業に御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「マイナンバー法」といいます。）が成立し、本年10月から市民の皆様へマイナンバーが通知されるなど、マイナンバー制度が始まります。

介護保険分野では、介護保険法施行規則で記載事項が規定される申請書類等にマイナンバーを記載するよう改正が行われ、厚生労働省から事務取扱（平成27年12月15日発出）に係る留意点が示されました。

このため、本市におきましても平成28年1月から要介護認定申請書など介護保険の申請書類にマイナンバーの記載欄を設け、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

つきましては、本改正内容について御了知のうえ、要介護認定等の申請手続を代行して行う際は、御留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1 マイナンバー記載欄を設ける申請書類

本市において、マイナンバーを記載する必要がある申請書類は「別紙1」のとおりです。

当課ホームページからダウンロードサービスにより提供している様式については、下記のURLにて、適宜、掲載を開始しますので御活用ください。

《URL》

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/43-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

2 適用日

平成28年1月1日以降の申請分から、原則としてマイナンバーの記載を求めます。適用日以降は、マイナンバー記載欄のある新様式を使用してください。なお、当面の間は旧様式の使用も認めますが、その場合でも各申請書類右肩空白部分にマイナンバーを記載してください。

3 原則的な運用方法について

介護保険制度においては、基本的に被保険者本人からマイナンバーの提供を受けることとなります。この際、介護保険法第27条第1項に基づき、要介護認定申請を代行する場合など、介護事業者等が被保険者本人に代わって、マイナンバーが必要な申請書を提出する場面が多分に想定されます。

つきましては、介護事業者等において申請手続を代行するときは、次のとおり対応してください。

マイナンバー法の規定により、各区・支所の窓口において、申請書類の受付に際して、申請者が代理人のときは「①代理権の確認」を行います。また、記載されたマイナンバーが正しいかどうかの「②番号確認」と、代理人の「③身元確認」を行います。

なお、本市においては、原則、申請毎にマイナンバーの記載を求め、上記の書類確認を行うこととしますので、申請代行につきまして御協力をお願いします。

【① 代理権の確認】

法定代理人の場合はその資格を挙証する書類により行い、任意代理の場合は委任状により行いますが、これらのほか、被保険者本人の介護保険被保険者証など官公署から本人に対して発行する書類により確認します。

- 負担限度額認定申請など、従来から提出依頼状の添付を求めていた申請書については、これまで同様に添付してください。
- 介護保険法第27条第1項に基づく要介護認定申請については、申請書の提出代行者欄に事業者の名称を冠し記名押印することになるので、「代理権の確認」及び「代理人の身元確認」書類は必要ありません。

【② 本人の番号確認】

被保険者本人の「個人番号カード」、「通知カード」若しくは「マイナンバーが記載された住民票」の写しの添付が必要です。

【③ 代理人の身元確認】

代理人の個人番号カード、運転免許証 等を提示していただきます。

介護事業者による代行申請の場合は、介護支援専門員証等が考えられます。

(注意)

- * 郵送で申請手続を行うときは、被保険者本人の「番号確認」ができる書類の写しを添付してください。
- * 本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合には、申請書のマイナンバー欄は空欄のまま預かってください。その際、書類の写しの添付は必要ありません。

4 留意事項

- 申請書へのマイナンバー記入は、基本的に被保険者が行いますが、本人による記入が難しいときは、ケアマネジャー等が代筆しても差し支えありません。
- 居宅介護支援事業所や介護保険施設の職員が代行申請を行うことは可能ですが、この場合、代理人は代理権の範囲内（申請行為の授権のみ）で業務を行うこととなるため、これを超える範囲で利用者のマイナンバーを取扱うことは認められていません。
- このため、委任の範囲を超えて、申請時に視認した利用者のマイナンバーを記録、コピーして保管するなどの行為がないよう十分に注意してください。例えばマイナンバーを記載した申請書類の写しを事業者にて保管する必要がある場合は、マイナンバーの記載を復元ができない程度に抹消する必要があります。
- 「番号確認」書類には写しの添付が必要ですが、介護事業者が利用者の個人番号カードを預かるなどしてコピーを取ることは、マイナンバーの取扱上適当でないため、被保険者自ら書類の準備（コピーのうえ代行事業者へ渡すこと）が困難なときは、書類の添付を必ずしも要しません。
- 申請書類については、本市への提出までの間、一時的に預かる場合が想定されますが、紛失や盗難のリスクを十分に認識したうえで厳重な保管対策を講じるなどの対応をお願いします。

5 申請代行時の配慮

適用日（平成28年1月1日）以降は、原則、マイナンバー記載が必要ですが、利用者が高齢者であること等に鑑み、申請代行時の対応について配慮を行い、次のような場合は、マイナンバー欄を空欄として預かることもやむを得ません。

- 被保険者が自己のマイナンバー記入を拒否している場合、記入が必要であることを説明してもなお協力が得られないとき。
- 直ちに保険給付を必要とする被保険者が、通知カードを紛失するなど、申請書類へのマイナンバー記載ができず、通知カードの再取得手続も困難な独居者や家族が遠方にいる場合など速やかな手続に支障があるとき。
- その他、上記に類する事情があるとき。

【問い合わせ】

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル2階 京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課 Tel 075-213-5871

申請書の名称	手続名	根拠法令
介護保険資格異動届・被保険者証交付申請書	資格取得の届出等 (※)	介護保険法施行規則第23条
	住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出 (※)	介護保険法施行規則第25条
	被保険者証の交付	介護保険法施行規則第26条
介護保険被保険者証等亡失届兼再交付申請書	被保険者証の再交付及び返還	介護保険法施行規則第27条
	負担割合証の交付等	介護保険法施行規則第28条の2
介護保険資格異動届・被保険者証交付申請書	氏名変更の届出 (※)	介護保険法施行規則第29条
	住所変更の届出 (※)	介護保険法施行規則第30条
	世帯変更の届出 (※)	介護保険法施行規則第31条
	資格喪失の届出 (※)	介護保険法施行規則第32条
介護保険 申請書 { 要介護(更新)認定 要介護状態区分変更認定 要支援(更新)認定 要支援状態区分変更認定 サービスの種類指定変更 }	要介護認定の申請等	介護保険法施行規則第35条
	要介護更新認定の申請等	介護保険法施行規則第40条
	要介護状態区分の変更の認定の申請等	介護保険法施行規則第42条
	要支援認定の申請等	介護保険法施行規則第49条
	要支援更新認定の申請等	介護保険法施行規則第54条
	要支援状態区分の変更の認定の申請書	介護保険法施行規則第55条の2
	介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請	介護保険法施行規則第59条
介護保険基準収入額適用申請書	介護保険法施行例第22条の2項6項の規定の適用の申請	介護保険法施行規則第83条の2の3
介護保険高額介護・高額介護予防サービス費支給申請書 京都市介護保険高額介護サービス費受領委任払承認申請書	高額介護サービス費の支給の申請	介護保険法施行規則第83条の4
高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給兼自己負担額証明書交付申請書	高額医療合算介護サービス費の支給の申請	介護保険法施行規則第83条の4の4
介護保険負担限度額認定申請書	特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定	介護保険法施行規則第83条の6
介護保険特定入所者介護サービス費支給申請書 介護保険特定入所者介護予防サービス費支給申請書	特定入所者の負担限度額に関する特例	介護保険法施行規則第83条の8
介護保険高額介護・高額介護予防サービス費支給申請書 京都市介護保険高額介護サービス費受領委任払承認申請書	高額介護予防サービス費の支給の申請	介護保険法施行規則第97条の2

※届出人に関する記載事項については、個人番号を記載する必要はない。